

# 求人~~を無料~~で全国~~の求職者~~にPR~~しませんか?~~

～京都府移住支援金事業 法人・求人登録のご案内～

舞鶴市では、府、国と共同で東京23区に在住または近隣の地域にお住まいで、23区内に通勤している方で舞鶴にUIJターン（移住&就業）される方を対象とした、移住支援金（最高100万円）を支給する事業を実施しています。

## 移住支援金対象求人のメリット

ご利用は  
すべて無料!

### ●その1: Yahoo!しごと検索で全国へ公開!!



求人情報は【Yahoo!しごと検索】にも掲載されるため、全国の求職者に幅広く求人を訴求する事が可能です。

### ●その2: 京都府UIJターンナビの豊富なサービスが利用できる!!



京都府  
UIJターンナビ

UIJターンナビへの求人掲載などUIJターンナビの下記サービスはすべて**無料**でご利用いただけます。

- 1) UIJターンナビへの求人情報の無料掲載
- 2) 登録求職者へのオファー（登録求職者のプラインドリスト閲覧）
- 3) 就職イベントへの出展（抽選となります）

**⇒これまで出会えなかった求職者と出会う可能性が広がります!**

## 求人掲載までは簡単3ステップ!

WEBで

ステップ1)  
京都府UIJターンナビに事業所登録する  
(右記 URL から、事業所登録を行ってください)

- 京都府UIJターンナビへの事業所登録  
<https://kyotoui.jp/company>



郵送で

ステップ2) 申請書を提出する  
【様式1別紙】マッチング支援事業に係る誓約事項  
を確認の上、【様式1】「マッチング支援事業に係る対象法人登録申請書」を京都府へ提出

- 京都府移住支援金のお知らせ  
(※下記URLから申請書をダウンロードしてください)  
<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/ijusienkin.html>



WEBで

ステップ3) 京都府UIJターンナビに対象の求人を登録!



### 事業に関するお問い合わせ

舞鶴市 移住・定住促進課 電話:0773-66-1085  
京都府商工労働観光部人材確保推進室  
京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ 西館3F  
電話:075-682-8912

### 登録方法などに関するお問い合わせ

京都ジョブパークUIJターンコーナー  
京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ 西館3F  
TEL:075-682-8929

## 事業の概要

地方創生移住支援事業とは、東京23区に在住または通勤している方が、京都府内の市町村※1へ移住し、「京都府UIターンナビ※2」に掲載された対象企業等に就業した方に、国、京都府・市町村が共同で支援金※3を支給する事業です。※起業した場合でも対象となることがあります

※1 現時点の対象市町村は、京都府ホームページをご覧ください。

※2 京都府へのUIターン就職をサポートするナビサイト。

※3 2人以上の世帯の場合は100万円以内、単身の場合は60万円以内の額

## 移住支援金対象法人の登録要件等

以下の要件すべてに合致する法人が登録できます。

- (1) 官公庁等でないこと(第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと  
(当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が認める資本金おおむね50億円未満の企業を除く。)
- (3) 次のいずれかに該当する法人でないこと。
  - ア 発行している株式(以下「発行済株式」という。)の総数の2分の1以上を一の大企業(資本金10億円以上の法人をいう。以下同じ。)が有している大企業以外の株式会社
  - イ 出資価額の総数の2分の1以上を一の大企業が占めている大企業以外の法人
  - ウ 発行済株式の総数の3分の2以上を二以上の大企業が有している大企業以外の株式会社
  - エ 出身価額の総数の3分の2以上を二以上の大企業が占めている大企業以外の法人
  - オ 大企業の役員(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第15号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は使用人の地位にある者が、役員の総数の2分の1以上を占めている大企業以外の法人
- (4) 本社が東京圏以外の地域又は条件不利地域(※1)に所在する法人であること。
- (5) 雇用保険法の適用を受ける事業所を有する法人であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと。

※1 条件不利地域:

東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町  
千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町  
神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

## 移住支援金の対象となる求人の要件

- 地方創生の観点から京都府が選定する法人事業所で週20時間以上の無期雇用契約の求人

※次の場合は対象になりません。

- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業
- 官公庁、資本金10億円以上の営利目的の法人、みなし大企業、本店所在地が東京圏の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人

詳しくはHPをご覧ください！

起業支援金・移住支援金-地方創生HP

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin\\_index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html)

